

大口町みどりの少年団活動費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大口町みどりの少年団（以下「少年団」という。）の活動に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において助成金を交付することを目的とする。

(申請)

第2条 助成金の交付を受けようとする少年団の代表者（以下「申請者」という。）は、助成金交付申請書（様式第1）を町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第3条 町長は、助成金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金交付決定通知書（様式第2）により、速やかに申請者に通知するものとする。

(事業完了の報告)

第4条 申請者は、助成事業が完了したときは、事業の成果を記した実績報告書（様式第3）に請求書（様式第4）及び町長が認める関係書類を添えて速やかに町長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第5条 町長は、助成事業の完了後に助成金を交付するものとする。ただし、事業遂行上必要があると認められたときは、概算払いにより交付することができる。

(検査等)

第6条 町長は、申請者に対して、助成事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(助成金の返還)

第7条 町長は、少年団が助成事業以外に助成金を使用し、その他助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、助成金決定額の全部若しくは一部を取消し、これを返還させることができる。

(その他必要事項)

第8条 この要綱に定めるものの他必要な事項については、町長が別に定める。

附 則（平成8年6月27日 大口町告示第42号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月30日 大口町告示第53号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1（第2条関係）

年 月 日

大口町長 様

住 所

団 体 名

代表者氏名

助 成 金 交 付 申 請 書

年度において、下記の事業を実施したいので、大口町みどりの少年団活動費助成金交付要綱第2条の規定により、助成金 円の交付を申請します。

記

事業名

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 みどりの少年団規約
- 4 その他町長が必要と認める書類

様式第2（第3条関係）

年 月 日

様

大口町長

印

助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました助成金については、大口町みどりの少年団活動費助成金交付要綱第3条の規定により、下記のとおり交付決定しましたので通知します。

記

交付決定額 円

事業完了予定年月日 年 月 日

様式第3（第4条関係）

年 月 日

大口町長 様

住 所

団 体 名

代表者氏名

実 績 報 告 書

年 月 日付けで交付決定通知のあった下記事業が完了したので、
大口町みどりの少年団活動費助成金交付要綱第4条の規定により報告します。

記

事業名

添付書類

- 1 事業実績書
- 2 収支予算書
- 3 その他町長が必要と認める書類

様式第4（第4条関係）

年 月 日

大口町長 様

住 所

団 体 名

代表者氏名

請 求 書

下記の金額を請求します。

記

金 円

ただし、 年度大口町みどりの少年団活動費助成金